

25全カ協 第34号

平成26年1月29日

日本スーパーマーケット協会

会長 川野 幸夫殿

消費税の転嫁及び表示に係る共同行為の実施のお知らせ

全日本カレー工業協同組合

理事長 浦上博史



全日本カレー工業協同組合（理事長：浦上博史）は、平成26年1月24日の理事会において、「消費税の転嫁の方法及び表示の方法の決定に係る共同行為（カルテル）」の実施を決議し、平成26年1月27日、公正取引委員会に実施届出書を提出しました。

全日本カレー工業協同組合のお得意様に、共同行為の実施とその内容をお知らせし、ご理解とご協力を賜りたく、貴団体関係会員様にご案内いただきたくお願い申し上げます。

平成26年1月29日

お得意様各位

全日本カレー工業協同組合



消費税率引き上げに伴う共同行為について

平素は 当組合員が格別のご愛顧を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、既にご高承のとおり、今回の税制改革により消費税法が改正され、平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることとなりました。

当全日本カレー工業協同組合としましては、同法の趣旨に則り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、下記を内容とする「消費税の転嫁の方法及び表示の方法の決定に係る共同行為（カルテル）」を実施することになりました。

お得意様各位におかれましては、上記事情をご理解頂き、格別のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、今回の共同行為につきましては、公正取引委員会に平成26年1月27日届出済みです。

記

1. 転嫁の方法

商品の取引価格は、各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に改定された消費税を上乗せした価格とします。

消費税率引上げ後に発売する新製品についても各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格に改定された消費税を上乗せした価格とします。

2. 表示の方法

商品の価格交渉を行う際には、税抜き価格を提示します。

3. 対象商品

カレー粉及びその調整品、香辛料

4. 実施時期

平成26年4月1日 ～ 平成29年3月31日

平成26年4月1日以降の受渡し分より実施させていただきます。

従って、消費税実施前の契約分についても現物の受け渡しが4月1日以降になったときは、改定された消費税を上乗せした価格とさせていただきます。